

徳島県選挙管理委員会告示第八十四号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和元年十二月二十七日から施行する。

令和元年十二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一の表の項中「城田病院」を「医療法人むつみホスピタル」に改める。